

令和2年第2回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 午前9時30分から10時11分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3番	時田 宏 君	4番	川崎 良巳 君
5番	佐々木 一 榮 君	6番	高村 國昭 君
7番	中里 光明 君	8番	竹原 誠 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	鈴木 幸雄 君
11番	三浦 弘文 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	鳥谷部 甚一郎 君	14番	北村 勉 君
15番	柏田 雅俊 君	16番	[欠員]
17番	鳥谷部 孝雄 君	18番	三浦 房雄 君
19番	中川原 隆雄 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第11号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	舩 沢 実 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和2年第2回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はあらかじめお手元に配付してありますとおります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（舩沢） 本日は、全員出席ですので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、2番 大沢トモ子委員と 13番 鳥谷部甚一郎委員
にお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

会 長（岩井） 〔会長研修会についての補足説明〕

議 長（岩井） その他、発言のある方は挙手をお願いします。

8 番（竹原） 1月21日と27日、たぶん農林課が主管だと思うが、わかる範囲でその内容と詳細をお願いします。

事務局（黒沢） 21日の青年等就農計画等審査会ですが、審査されたのは6人になります。営農類型では露地野菜ということになっております。

そのうち、3人については少量多品目・無農薬・無科学肥料の栽培を目指しております。

27日の五戸町農業経営改善計画認定審査会で認定農業者の審査会になりますが、審査を受けたのは6人で、更新者が5人、新規で1人でした。以上です。

8 番（竹原） 今のに関して、皆さんに関係あることなのだが、例えば認定農業者だとか新規就農者だとか、農地集約する場合、確約書をもっているでしょ、それぞれの農業委員の方々、推進委員の方々に、そういうのがあった時は、皆に関係があるのだから、事務局の方で説明しておくべきだと思う。委員の方からしゃべられなくても毎月出て報告するのだから。

毎月我々に関係あって、集約すれば認定農業者だとか新規就農者を集約すれば確約書取って上げている、赤坂君そうだべ、皆関係あるんだから、どこの地区の新規就農者か新しい人か、また、新しい認定農業者か。川内地区でもあるし、倉石地区浅田地区どこか解らないから、事務局で毎回集まるんだから、こうして報告しているんだから、その中でしゃべるべきだと思います。以上。

議長（岩井） よろしいですか。それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第2号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の1ページ、報告第2号と参考資料の1ページをご覧ください。

五戸町農地移動適正化あっせん基準8の(1)の規定に基づき、あっせんの申し出がありましたので、同基準8の(7)及び同基準細則7の規定により、あっせん委員2名を指名して、あっせんに付しましたのでご報告いたします。

農地の所在は大字倉石又重字家ノ上●●、地目は畑、面積は●●
m²。2月4日に成立しています。売買価格は●●円、10aあたり約
●●円です。

議長（岩井） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。
特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の通知書について説明させていただきます。
今月の通知は2件です。議案書の2ページ、参考資料の3ページを
ご覧ください。

1番の農地の所在は、字熊野林後●●、田、面積は●●m²です。
解約の理由は、賃借人が今後、後継者に経営移譲するため解約し、
後継者が新たに借りるためです。

2番の農地の所在は、字筒口川原●●、田、面積は●●m²です。
解約の理由は、1番と同じで賃借人が今後、後継者に経営移譲する
ため解約し、後継者が新たに借りるためです。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。
特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、6番 高村國昭委員と17番 鳥谷部孝雄委員です。調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の3ページ、参考資料の7ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1議案4件です。

1番から4番まで、すべて売買による所有権移転に関する件です。

1番の農地の所在は、大字上市川字善浪、字鳩岡平の畑、計3筆、面積は●●㎡です。

2番の農地の所在は、字上長下の畑、牧場、計2筆、面積は●●㎡です。

3番の農地の所在は、大字手倉橋字内山、字和田の畑、計2筆、面積は●●㎡です。

4番の農地の所在は、字中崎の畑、計2筆、面積は●●㎡です。

1番から4番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大・農作業の効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

1番の売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

2番の売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

3番の売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

4番の売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して高村國昭委員から調査結果の報告をお願いいたします。

高村國昭調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の3ページ議案第9号と参考資料の7ページをご覧ください。2月4日に岩井会長と鳥谷部孝雄委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が人手不足などにより今後管理ができないため申し出をして、所有する農地を譲受人へ売買するものです。

譲受人は、デントコーンや長芋、牧草などを作付けするそうです。

2番は、譲受人が事業を拡大するため第三者を介して申し出をし、譲渡人の所有する農地を売買するものです。

譲受人は、牧草を作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人の親が知人で、当該地は譲受人の父の代から借りて耕作している農地と、もう1つは自身の農地と隣接する農地で、譲渡人は県外に在住し今後も帰ってくる予定もなく管理ができないため、譲渡人から申し出があり農地を売買するものです。

譲受人は、葉たばこや丸いもを作付けするそうです。

4番は、譲渡人と譲受人の親が知人で、譲受人は当初、自身が経営する会社の駐車場を探しており、当該地に隣接する住宅の駐車スペースが会社から近場であることから、譲渡人へ話しをしたところ、譲渡人は県外に在住しており今後も帰ってこないため、住宅も空き家でこれらの物件と隣接する当該地も含めて処理について考えており、話し合いの中で譲渡人から農地も含めてとの申し出があり、譲受人も将来的に農業をする希望を持っていたことから農地を売買するものです。譲受人は新規就農者でもあり、今回の売買は五戸町空き家バンク制度を利用して行うもので、設定された別段面積についても問題ありません。

譲受人は、大豆や野菜を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（竹原） 質疑ではありませんが、今の4名の中の1名の方がこの前、御礼を申し上げて下さいと。すごく調査員の方々、農業委員の方々、事務局の方々が親切でスムーズに行きましたということです。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

議長（岩井） 次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第10号の1-1から1-3番については、●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（●●委員 退席）

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の5ページ、議案第10号をご覧ください。

五戸町長より令和2年1月24日付け、五農林第387号で農用地利用集積計画の決定を求められています。

1議案27件で合計面積は●●㎡です。

では、1-1番から1-3までまとめてご説明いたします。

農地の所在は、字熊野林後が1筆、字幸ノ神前が3筆、合計4筆で、面積は●●㎡、地目は田、再設定で5年間の使用貸借になります。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第10号の1-1から1-3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第10号の1-1から1-3番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、●●委員を入室させて下さい。

（●●委員 入室・着席）

議長（岩井） 引き続き、議案第10号の2番から説明をお願いします

事務局（黒沢） 2-1番から2-3番まで、まとめてご説明いたします。

農地の所在は大字倉石中市字栗ノ木の樹園地で合計6筆、面積は●●㎡、いずれも再設定で3年間の賃貸借、賃借料は10aあたり●●円です。

3番の所在は字姥堤の田が2筆、面積は合計●●㎡、再設定で、5年間の賃貸借、賃借料は10aあたり米●●です。

4-1番の所在は大字倉石中市字小渡の畑が3筆、面積は合計●●㎡、新規で10年間の賃貸借、賃借料は年、米●●です。

4-2番の所在は大字倉石中市字中平の畑が2筆、面積は合計●●㎡、新規で10年間の賃貸借、賃借料は年、●●です。

5番の農地の所在は大字倉石中市字津久志森で6筆、地目は田になっていますが、畑として利用しています。面積は合計●●㎡、10年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

6-1番の農地の所在は字熊野林後の田が1筆、面積は●●㎡、新規で5年間の賃貸借、賃借料は年●●円です

6-2番の所在は字筒口川原の田が1筆、面積は●●㎡、新規で5年間の賃貸借、賃借料は●●円です。

7番の農地の所在は大字扇田字五郎田、地目は田、面積は●●㎡、

新規で5年間の使用貸借です。

8-1番から8-13番までは新規で、中間管理機構への貸し出しになります。

8-1番の農地の所在は字下根前の田が1筆、面積は●●m²、5年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

10ページの8-2番から8-4番まで大字切谷内の田が4筆と大字上市川の田が1筆です。

3件とも10年間の賃貸借、賃借料は8-2と8-3は10aあたり●●円、8-4は●●円です。

11ページの8-5番から8-7番までは大字上市川の田が4筆です。10年の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

12ページ、8-8番は大字上市川字鳩岡平の畑が1筆、面積は●●m²、10年間の賃貸借、賃借料は10aあたり●●円です。

8-9番は大字上市川字中里谷地の田が2筆、面積は●●m²、10年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

8-10番は大字倉石中市字前田の田が2筆、面積は●●m²、10年間の賃貸借で賃借料は10aあたり●●円です。

8-11番から8-13番までは大字倉石又重の田が7筆で、10年間の賃貸借です。

8-11番と8-12番の所有者は同じですが、賃借料が違うので分けております。

8-11番は10aあたり●●円、8-12番は●●円です。

8-13番は10aあたり●●円です。

14ページの9番は報告2号でご説明いたしました、あっせん成立による所有権移転でございます。農地の所在は大字倉石又重字家ノ上、地目は畑、面積は●●m²、売買価格は●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（竹原） 2件ほどお伺いします。

8ページの5番、これはさっきの説明では地目は田んぼだが、畑として使用するというのが、何を付けるの。

この人は新規就農者なのだが。

事務局（黒沢） この人は、少量多品目といたしますか。

8 番（竹原） 露地野菜か。

事務局（黒沢） はい、そうなります。
結構いろんな種類は植えているかと思います。
ここの農地に植えるかというのと、そこはわかりません。

8 番（竹原） その種類をまず植えるということだな。
●●㎡だな。

事務局（黒沢） はい、そうですね。

8 番（竹原） 13 ページ、8-11 と 12、賃借料が違うのだが。
これはどういうこと。

事務局（黒沢） いいえ、そこまでは。その場所によって違うので。

8 番（竹原） 借りる人はいいっていても、その理由しゃべってもいいい
のでは。

事務局（黒沢） 私はそこまでは理由は把握しておりません。

8 番（竹原） する必要もないんだ。たとえば、片方が湿地だとか。

事務局（黒沢） その農地の条件によっても違うかと思います。

8 番（竹原） こういうことは、事務局では不自然に思わないでこのまます
らっと行くんだ。

事務局（黒沢） 賃借料を決めるのは2人なので。

8 番（竹原） うん、それはわかるよ。事務局だって仕事としては、やっぱ
り気にしないと。自分は場所もよくわからないが、湿地かどうかだ
と思うが、事務局の仕事としてはやっぱりこのへん確認してやんな
いとな。以上

事務局（黒沢） はい、わかりました。

議長（岩井） その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 10 号の 2 番からについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 10 号の 2 番からは原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第 11 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の 15 ページ議案第 11 号と参考資料の 21 ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案 2 件です。

1 番の大字上市川字善浪の畑、1 筆について令和元年 7 月の総会で農振除外許可相当とした案件です。農林課が県構造政策課で協議した結果、農振除外申請を取り下げし、非農地判断で処理すべきであると指導を受けたものです。15 年以上前にイチイの木を植林した土地です。

2 番の大字浅水字上久保の畑、1 筆について、令和元年度の農地パトロールで非農地判断した土地です。土地所有者及び土地家屋調査士より早く通知していただけないかとの申し出があり今月個別に再調査したものです。平成 9 年頃スギを植林した土地です。

令和 2 年 2 月 4 日の農地調査会で確認した結果、農地法の運用について第 4 の（4）に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として

決定を求めるものでございます。

2筆、●●㎡でございます。 以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。
議案第 11 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手を
お願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 11 号は非農地と判断することに決
定いたしました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和 2 年第 2 回五戸町農業委員会総会を閉会いたし
ます。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年2月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員